分科会 第一

ハンセン病問題から学び、伝える
―学校におけるハンセン病家族の差別体験を受け止め、活かす―

報告１　ハンセン病家族訴訟　原告番号 169 番

はじめに

・家族原告として熊本の裁判所に通って
・施策検討会 当事者市民部会の委員を務めて
・ハンセン病家族がハンセン病のことを日常会話で出せるように
・他の原告の方々のためにも、自分たちが話すことによって、家族のことを市民の方々に理解してほしい

幼い頃の生活　－父と兄の収容－

・両親、３歳上の兄、２歳下の妹と暮らしていた
・父の発病　1950 年（昭和 25 年）、私が５歳のとき、療養所に強制収容
・家や、家の周りも真っ白に消毒
・小学校２年生になってすぐ、今度は兄が突然いなくなった

家族がバラバラに

・母は故郷を離れ、専門学校へ
・私は母方の祖母に、妹は母の妹の家に預けられた

学校での辛いいじめと、生涯胸に突き刺さる先生の一言

・学校でのいじめ
　「おまえもらい病だろう。おまえもそこ（療養所）にいけ」
　「よるな」「さわるな」「うつすな」
・祖母には心配をかけたくなくて、相談なんてできなかった
・担任の先生に助けを求めたところ、下を見たまま、私と目を合わせようともせず、
　「仕方がないでしょう。本当のことだから」
　「それで、あなたはいつまでここ（学校）にくるの？」
・その時以来、ハンセン病のことは、決して人には話さない、話してはいけないと、心に決めて、生きてきた

なくなったいじめと当時の先生に対して思うこと

・この一言を小学２年の担任の先生から言われたときを境にして、いじめがなくなった
・気の強い私の性格もあるのかもしれない
・先生の「仕方がないでしょう。本当のことだから」という言葉から、「私の家族のことや病気のことには触れてはいけない」ということを、周りの子どもたちが学習した
・私自身は、先生の態度と言葉から、ハンセン病のことを隠して生きることを学習した
・これは、ハンセン病の偏見や差別をなくす教育ではない
・先生のこの言葉がなければ、私の人生は変わっていたかもしれない

・当時の学校の先生は、国が主導した差別、人権侵害の渦に飲み込まれ、私のような「未感染児童」は差別して当然だと思いこまされていたのかもしれない　先生のお気持ちを聞いてみたい
・ハンセン病家族であるということで、学校の先生にいじめられた２人の叔父

療養所での「家族」
・小学３年生の夏休み、母と私と妹の３人で暮らすように
・大好きな父に会いに療養所へ　母と妹と３人で　妹と２人で行くことも
・入所者の方々は私たちを大変かわいがってくれて、まるで本当の家族のように付き合ってくれた
・私たちと同じ立場の男の子も時々来ていて、３人で一緒に遊ぶこともあった　若い入所者の方々も遊び相手
・職員に見つかると連れ出された　患者地帯から無菌地帯の面会所に連れて行かれ、その道中で消毒された
・私たちの隠れる場所は他の入所者の部屋の押し入れ　療養所の出入りもけもの道を通った
・私は療養所の入所者の方々と家族のように接していたため、ハンセン病病歴者のことを「怖い」と思ったことはない
・病歴者の父と兄のことを、恥どころか、強く生きた人として誇りに思う

学校教育や社会教育に期待すること
①学校の先生になる人たちに、大学でハンセン病問題をしっかり勉強してほしい
　学校の先生になる人たちに、ハンセン病問題を必ず学ぶようにする仕組みを
　ハンセン病問題は、学校の先生が子どもにどう接したらよいか、一番大切なところを教えてくれる
　偏見や差別、いじめに苦しんでいる子どもが勇気を振り絞って訴えてきたら、その心を理解し、「話してよかった」と思えるようにしてほしい
②ハンセン病資料館や療養所の社会交流会館などで、私たちハンセン病家族のことを取り上げてほしい
　展示だけでなく、家族を招いての講演会や、家族の意見を聞く機会なども
　大半の家族は、もう終わったことにしてほしい、蒸し返してほしくないと考えている
　匿名の家族が表舞台に出るにあたって、プライバシーをきちんと保護していただけると安心できれば、一人、また一人と、体験や想いを語る家族も出てくるのではないか
　学芸員の方々には、私たち家族と関わりを持ち、家族のことをもっと知ってほしい

・差別されている人が声をあげようとしているとき、その声を聴いてほしい
・今日、会場にいる皆さんの力と行動があれば、国が本気でハンセン病問題に関わる人権教育に取り組まざるをえない状況を作り出すこともできるのではないか
・私たちが原告になってよかったと心から思えるように、今日ここにいる皆さんの力を貸してほしい

報告２　ハンセン病家族訴訟　原告番号 188 番

はじめに
・家族訴訟の原告になった理由　この裁判は自分一人の問題ではないことに気づいた
・家族が受けてきた偏見や差別、被害が世の中に知られることもなく、なかったこととして闇に葬られていいはずがない
・ハンセン病療養所で、母の堕胎の注射が失敗に終わり、生まれた

・療養所で生まれることができなかった子どもたちのためにも、私は自分の被害を語らなければいけない
・裁判に勝って終わりではなく、裁判に勝った後に本当のたたかいが始まる
・私自身が自分の名前で話ができること、私たち家族が「自分の家族はハンセン病だった」と言えること
・日常会話の中でハンセン病のことがさらっと言えること

小さい頃のいじめと両親のいる療養所
・１歳を過ぎた頃父方の祖母のいる島に預けられ、その後、叔父さんの家、叔母さんの家、と転々とした
・叔父の話では、いつもいじめられて泣いていた
・近所のおばあの目つき　なんとも言えない、汚いものを見るような目で見られた
・大人の顔色を伺うような子に　自分が悪い子だからかな？
・近所の子供達・にいにぃ達、同級生の女の子からも、よくいじめられた
学校の行き帰り、荷物持ちをさせられたり、畑からさとうキビやトマトを盗んでこい！と命令されたりした
・生活の中での楽しみは、療養所にいる親に会いに行くこと
・療養所では、みんながやさしかった　おじさんやおばさんが優しいまなざしで私をみてくれた　唯一、自分が自分らしくいられる場所だった
・療養所では私のような子どもがいて、カルタやトランプなどしてよく遊んだ
・療養所の中では仲良く遊んでも、外では関係性がばれるのが怖かったから、知らないふりをした
・小２の時、叔父さんにすごく怒られて悲しくて、悔しくて、がまんできずに、親に会いたくて、会いたくて、両親のいる療養所まで会いに行った　父は一緒に暮らす事を決心

両親と一緒の生活、学校でのいじめ
・小学３年生になり、親と一緒に暮らし始めた　嬉しかった‼
・療養所の職員の子どもからの陰湿ないじめ　ここで話したくないようなこともあった
・先生に話しても取り合ってくれず、「仲良くしなさい」と言うだけ　不思議　腹立たしさ
・中学のときの保健体育の先生
「私は、ハンセン病の人と一緒にお風呂に入っても大丈夫だった、簡単にはうつらない病気だよ」
びっくりするのとうれしいのと気持ちがまぜこぜになって、胸が熱くなった
・両親にはいじめのことを話せなかった　心配をかけたくなかった
・いじめられ、差別されても、笑顔をつくるように心がけてきた

ハンセン病家族として生きて
・小さい頃、一番辛かったことは、両親と暮らせなかったこと
病気をしたり、いじめられた時、親に会いたくて、心の中では、いつも、父ちゃん、母ちゃんと呼んでいた
・人として、生まれて、あたりまえの家族生活を送れなかった
・目は、口ほどに物を言うというが、周りの視線を気にしての生活は、ほんとにイヤだった
・ここまで生きて来られたのは、両親の愛情があったから
・今日の私たちのように、原告のほとんどの方が名前や顔を明かしていない　親がハンセン病だったことを言うと、また、偏見や差別を受けるのではないかと不安になり、言うことができない
・私たち、原告、家族は、それぞれ辛い人生を、送ってきた　それを耐えて、頑張って、乗り越えてきた
・今もなお、偏見や差別はなくなっていない

学校教育や社会教育に期待すること

①学校の先生がハンセン病問題と出会い、自ら学びたいと思うきっかけを作ってほしい

先生たちが子どもたちと一緒に学べば、子どもたちの学びも全然違ってくるはず

最初のきっかけが人から与えられたものであってもいい

ハンセン病問題と出会ったときに、「上の人からやれと言われているからやる」ではなく、「大事なことだから子どもたちに伝えたい」と思ってもらえるきっかけを、皆さんで考えて、ぜひ作ってほしい

②ハンセン病のことを頭で分かるだけでなく、心に届く啓発をお願いしたい

回復者の原告の方も、家族原告の方も、「裁判で勝ったからもう大丈夫」と思ってカミングアウトしたら、職場にいづらくなってしまい、追い込まれて退職した人がいる

家族訴訟に参加したことで、母親の病歴が家族に知られ、離婚になってしまった人もいる

現在でも差別をする人たちは、ある程度正しい知識をもち、社会的には「理解」しているふりをしていても、実は、「ハンセン病はこわい病気だ」という認識が深くしみ込んでいて、いざ、家庭や職場など自分の身近にハンセン病が迫ってくると、条件反射で払いのけてしまうのではないか

正しい知識を得るだけでは偏見や差別はなくならない

ハンセン病を心で受け入れる啓発には何が必要か、パネリストの皆さんや会場の皆さんと一緒に考えたい

報告３　ハンセン病家族訴訟　原告番号 21 番

はじめに

・自分が話すことで、会場に来てくれている方々の考えが変わってくれれば、活動につながるのではないか、そしてそれが国に伝われば、国も重い腰をあげてくれるのではないか
・そもそも、私たち家族のことを教育の現場でちゃんと取り上げていただいているなら、私たちが長野まで来て、話す必要もなかったのではないか
・家族訴訟判決からも３年が経っても、私たちを取り巻く現実は何も変わっていない
・裁判に勝ったから終わりではなく、それで世の中がどう変わるか、ハンセン病に対する偏見や差別が本当になくなるかということこそ大切

親父の入所

・1963 年（昭和 38 年）、福島県生まれ
・親父は、私が生まれる前にハンセン病を発症して、東北新生園に入所していた
・一旦新生園を退所して、とび職などをして働いていた時期に、母と出会い、1962 年（昭和 37 年）に結婚
・私が１歳の頃、ハンセン病が再発し、親父は新生園に再入所

学校での苛烈ないじめ

・1970 年（昭和 45 年）、小学校に入学
・小学３年生の新学期、突然「どすの子」と言われるようになった
・同級生の中に、新生園で働く職員の子がいたので、その子からみんなに親父の病気のことが知れてしまった
・みんな、私から離れていった　教科書や上靴を隠された　机に「どすの子」と落書き　教室の席も、一人みんなから離されていた　先生も放ったらかし　冬場に、下校する時、氷の張った池に突き落とされたこ

とも　学校の休み時間はずっと一人、ぽつんと教室にいた　家に帰ってからも独りぼっち（ペットの犬と遊ぶだけ）　地域の行事・子ども会の行事には一切よばれなかった　小学校の修学旅行では、夜、みんなが部屋で枕投げをして遊んでいる中、私は一人、押し入れの中に布団をひいて寝た
・母は、私がいじめられて泣いて帰るたびに、学校に行って、校長先生や担任の先生に話をしてくれたが、先生方は何もしてくれなかった
・時々、家に帰ってくる親父は、ふだんは温厚だったが、酒を飲むと豹変し、母に手を出すこともあった
・中学校に入っても、いじめは変わらず続いた　中学校の先生も何もしてくれなかった
・唯一の心のよりどころだった母は、脳梗塞を繰り返し、体が不自由になり、入院
・私は、深い孤独の中で、もう自分でなんとかするしかない、いじめたい奴にはいじめさせておくしかない、泣くのはやめよう、と思うようになった

中学３年時の出来事　－先生の言葉でいじめが消えた－
・中学３年生になってすぐの頃の家庭訪問　親父にいてもらって、対応してもらうことになった
・次の日、学校で校長室に呼び出された
担任の先生「おまえ、なに暗い顔してんの？」「もしかして、父ちゃんのことか？」「おまえ、馬鹿じゃないの？」「ただの病気だよ」「だからか、うちのクラスの生徒たち、お前の顔みると嫌そうな顔するの」
校長先生「お父さんのこと、あんま気にすんな。これからは、俺らが守っから」
・その日の昼休み後　３年生は全員体育館へ　私は一人、保健室で待機
・教室に戻って席に着くと、先生が開口一番、「今日からもう、Ｔいじめんじゃねーぞ。そういうの見たら、先生、ただじゃおかねーからな」ってみんなに言った
・それからはクラスの空気がガラッと変わって、みんなが話しかけてきたり、休み時間も一緒に体育館で遊んだり、校庭でサッカーしたりするようになった　最後の１年間だけは、楽しい思い出を作ることができた

いじめっ子との和解
・あの当時、担任の先生が体育館でどんな話をしてくれたか知りたいと思って、同級生に連絡をとった
「もう何十年も前のことで、うっすらとしか覚えてないけど、確か、おまえたちの親がＴのお父さんのような立場だったらどうなんだって言われた、その言葉は頭の隅に残ってる」
・同級生は、私のことを池に突き落としたりしていじめていた張本人、新生園に勤めてた職員の子
・同窓会で「あのときはごめん」と恥ずかしそうに謝ったので、私も「もういいよ。昔のことだし、お互い引きずるわけにはいかないじゃん」と応え、お互いの家の墓参りをして、近況報告をする間柄になった

親父の死と親父への想い
・親父は 2017 年に新生園で亡くなった
・私は親父にやさしい言葉が一つもかけられなかった　ありがとうの一言も言えなかった
・親父が亡くなるとき、「何も言わなくてもいいの？」と家内から言われても、何も言えず、逆に家内が「もう楽になってもいいんだよ、おじいちゃん」と言ってくれた

学校教育や社会教育に期待すること
①先生たちには、子どもたちに命や尊厳の大切さを教え、子どもたちをいい方向へ導いてほしい

いじめを受けて苦しんでいる子どもがたくさんいる　自ら命を絶ってしまう子どももいる　私たちハンセン病家族が受けた被害が繰り返されていると思うと、胸が張り裂ける思い

中学生のとき、体型のことなどでいじめを受けていた同級生「先生に言ったって……とりあってくれないんじゃないの？」とあきらめた様子で、自ら命を絶った　私は、悔しくて悔しくてたまらなかった

私をいじめから守った担任の先生は、いじめの現場を目撃したわけではなく、クラスで私一人だけが暗い顔をしていて、見て見ぬふりができなかった　その理由が親父の病気によるいじめだと知って、許せなかった

②学校教育や社会教育の場で私たち家族が安心して話す機会を作ってほしい

実名は出せないし、人前に出て話すのにはまだまだ高いハードルがあるが、話をしない限り私たちのことを分かってもらえないから、話すべきだと考えている

家族訴訟の判決後すぐ、黒坂先生のゼミ生と話をする機会　このときに話をした学生の方々は、その後も関わりを持ってくれて、何かあると手伝いに来てくれた　卒業に際してメッセージのやり取り

分科会 第一

ハンセン病問題から学び、伝える

ハンセン病家族訴訟弁護団
弁護士　島　翔吾

１　私のプロフィール

・鹿児島県南さつま市金峰町出身

・療養所が２つある鹿児島県出身でありながら、ハンセン病問題に出会うまでの二十数年もの間、ハンセン病問題に「無関心」だったことに対する反省が弁護団活動の原動力。

２　ハンセン病問題と法曹界（裁判官、検察官、弁護士）

１９０７年に「癩予防ニ関スル件」という法律が制定されてから、１９９６年に「らい予防法」（いわゆる新法）が廃止されるまでの間、法曹界はハンセン病問題に対して「無関心」だった【資料１、２】。

３　ハンセン病元患者やその家族と社会

①無理解に基づく「無関心」

②無理解（誤った理解）に基づく「排除」

療養所に強制収容されたハンセン病元患者（入所者）よりも、社会に取り残された非入所者やハンセン病元患者の家族のほうが、厳しい偏見差別にさらされることとなり、「排除」の対象とされやすかった。

③ハンセン病問題との出会いと「共存」

４　差別体験を受け止め、活かすために

・人前で自らのつらい体験を語るということの意義

・教育現場の役割【資料３】

【資料１】
「ただ一つ気になるのは、人権に最も深い関係を持つはずの法曹界が、何らの見解も発表せず、傍観の姿勢を続けていることであります。」（島比呂志さん「らい予防法・優生保護法についての申立書」（１９９５〈平成７〉年９月１日より）

【資料２】
「私が星塚敬愛園の存在をはじめて知ったのは、１９９５年の秋のことだった。当時在園しておられた島比呂志さんが九州弁護士会連合会に宛てた手紙によってである。手紙では、『らい予防法』のような世界に例のない悪法を、これ程までの長きにわたって存続せしめたことに対する法律家としての責任が厳しく断罪されていた。私は恥ずかしさに身の置きどころがなかった。」（徳田靖之弁護士「序文」上野正子さん『人間回復の瞬間』（南方新社、２００９年より）

【資料３】
「ハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別の解消には、偏見差別意識の世代間承継を断つことが重要であり、初等中等教育期において、人権意識を養う意義は大きい。」（家族訴訟判決ｐ３６７）

「偏見差別除去にとって教育は重要であり、教育の場で偏見に基づかない正確な知識に基づいた指導がなされなければ、社会から偏見差別を除去することは困難である。」（家族訴訟判決ｐ４７７）。

「小学校等でハンセン病に関する授業を行い、正しい知識を教育するとともにハンセン病患者家族に対する偏見差別の是正を含む人権啓発教育を実施するためには、その前提として、児童生徒に教育する立場の教師が正確な知識及び人権感覚を有していなければ、児童生徒に対し教育ができない。（中略）教育の現場において偏見に基づかず正確な知識に基づいた指導が行われるためには、児童生徒に対して授業等で教育活動を行う教員に対する指導を行うことが必要不可欠である。」（家族訴訟判決ｐ４７８～４７９）

分科会 第一

学校教育の現場から

ハンセン病市民学会教育部会世話人／法政大学第二中・高等学校教員
江連恭弘（えづれやすひろ）

１．はじめに

＊ハンセン病家族との出会い・交流は、現在までほぼなく（奄美和光園での教育部会など）、入所者の方々の人生のとなりにいるはずの存在に十分気づかないまま。

＊家族訴訟報告集会に参加し、家族の方々の思いや願いを直接聞く。投げかけにどう応えるか

２．学校・教員の責任

①学校・教員こそが差別・被害を生み出した場所であるということ

・「先生も私を守ってくれることなく、見て見ぬふりというか、放ったらかし」（21 番さん）

・「仕方がないでしょう。本当のことだから」「それで、あなたはいつまでここ（学校）にくるの？」（169 番さん）

・「学校でいじめられて、先生に話しても取り合ってくれなかった」（188 番さん）

②差別を許さず、ハンセン病家族の被害を救おうとした教員はごく少数

・「お父さんのこと、あんま気にすんな。これからは、俺らが守っから」（21 番さん）

・「私は、ハンセン病の人と一緒にお風呂に入っても大丈夫だった、簡単にはうつらない病気だよ」（188 番さん）

➢学校・教員に求められることは、教育界の加害責任をあらためて認識すること。学校で差別が作られていたこと、教員が差別の主体＝加害者であったという事実から目を背けないこと。そして、「上からの人権学習」ではないあり方が必要である。教員自身が教育界の加害責任を自覚し、生徒とともに学ぶという立場が大切。

３．原告の教員への思いを受けとめる

①教育現場への「期待」

・「偏見や差別、いじめに苦しんでいる子どもが勇気を振り絞って訴えてきたら、その心を理解し、『話してよかった』と思えるようにして下さい」（169 番さん）

・「先生は、どうか目を背けず、子どもの盾となって子どもを守ってください。そして、ハンセン病問題について、また、回復者や私たち家族が受けてきた偏見差別の実態についてよく勉強し、ぜひ、子ども達と一緒になって、どうすればこの世の中から偏見差別がなくなっていくかということを、学んでいって頂きたい」（21 番さん）

②教員自身がハンセン病問題に出会い、ハンセン病問題から学ぶ

・「学校の先生がハンセン病問題と出会い、自ら学びたいと思うきっかけを作ってほしい」「頭で分かるだけでなく、心に届く啓発をお願いしたい」（188 番さん）

・「偏見差別の除去については、何よりも先ず当事者との出会いの機会を数多くつくることが有効だと考える。療養所へ足を運ぶのならせめて一泊、二泊し、今は少なくなった語り部ではあ

るが、顔を合わせ、その声に耳を傾けて欲しい。なぜなら差別事象を眼前にした時、療養所のあの人の顔が浮かぶことこそが、差別を自分ごととして考えることにつながるからだ」（林 力さん）

➢「受けとめる」ことは決して容易なことではない。しかし、それに努めることが大切。そのためにも、教員自身がハンセン病問題と出会い、家族と出会い、学び続けるなかで、「心に届く啓発」ができるような人権感覚を育むことが求められる。

4．学校教育の現場に求められること

①教員自身がハンセン病家族と出会い、その出会いから学ぶ

・家族原告の被差別体験と思いを受け止め、繋ぐ

＊「差別されている人が声をあげようとしているとき、その声を聴いてほしいと思います。声を打ち明けられる人､受け止められる人の存在がとても大切だと思います」(169 番さん)

・ハンセン病問題を語り継ぐ（教員、生徒たちが学び、伝える）

②「教育界の加害責任」の認識を前提に授業実践をすすめる

・授業実践例「ハンセン病家族訴訟から学ぶ」（まだ、「授業プラン」の域に留まる内容）

＊「家族の証言」を読む･･･原告 169 番さんの意見陳述（『ハンセン病家族訴訟原告からのメッセージ』)、ハートネット TV「隠して生きるしかなかった」（NHK 放送）

→証言された方々の気落ちを想像し、なぜ隠し続けなければならなかったのかを考える。また、なぜ差別をするのか、差別する自分に向き合う（一人ひとりの加害責任)。

→「私」だけの問題とせず、「無らい県運動」を推進し、強制隔離政策を展開した国や行政の問題のなかで考える。差別構造に対して何が出来るのかを考える。

③授業でハンセン病家族の方が語る機会の模索

・「私たち家族が安心して話す機会を作ってほしい」、「話をしない限り私たちのことをわかってもらえませんから、話すべきだと考えています」（21 番さん）

➢安心して話ができる条件・環境をどうつくるか

④新型コロナウイルス感染症差別とハンセン病問題をつなぐ

⑤一教員として、一人の市民として、差別のない学校・社会をつくる担い手に

5．おわりに

＊家族原告の方にとっての療養所とは（とくに、療養所内での子どもたちとの出会いと交流）

＊大学の教員養成課程における学びにおいて、ハンセン病問題との出会いの機会を設ける（教員自身の人権感覚を育む。いじめは子ども世界のことだけではない）　→未来の教員へのアプローチ

＊教科書、学習指導要領・解説への「ハンセン病」の記載に関わる要請

＊「ハンセン病に関する教育の更なる推進について（通知)」（文科省・厚労省・法務省、2021 年 8 月）などをふまえたハンセン病問題学習の推進　→中学生向けパンフレット『ハンセン病の向こう側』の活用と課題

＊家族訴訟以降のハンセン病学習に向けて

分科会 第一

ハンセン病問題から学び、伝える

沖縄愛楽園交流会館 学芸員　　辻　央

・はじめに―現状と課題
　展示機能を備えた施設（療養所内博物館）の開設
　非体験者の継承（2018 年、第 14 回ハンセン病市民学会）「当事者性」「協働」
　→ハンセン病市民学会年報『みるく世（ゆ）向（ん）かてい 差別に屈しない―第 14 回交流集会 in 沖縄』

・交流会館の取り組み
　絵本「ツルとタケシ」原画展（2020 年 4 月～8 月）
　教員向け講座（2017 年～）
　沖縄県「ハンセン病問題から学ぶ人権講演会」（昨年度 18 校・今年度 11 校）

略歴

1978 年福岡生まれ。1996 年の夏、邑久光明園、長島愛生園を訪れる。大学進学を機に沖縄へ。2002 年から始まった沖縄愛楽園聞き取り調査に参加。2004 年、沖縄県ハンセン病証言集編集事務局研究員として採用（自治会雇用）。『沖縄県ハンセン病証言集　資料編』、『同沖縄愛楽園』編集に携わる。2009 年から資料館開設準備に関わる。2015 年、交流会館学芸員採用（日本科学技術振興財団。以降、日本財団、笹川保健財団）。

参考

『うむいちなじ―改正ハンセン病問題基本法までの三十年』2020 年、愛楽園自治会・沖縄愛楽園
『沖縄県ハンセン病証言集　沖縄愛楽園編』2007 年、沖縄愛楽園自治会

見出し	新聞社	年月日
「感染者排除、今と同じ」　2日から「ツルとタケシ」展	琉球新報	2020/5/31
ハンセン病史実脈々　差別や偏見今こそ考えて	沖縄タイムス	2020/6/11
美術月評　コロナの時代へ教訓　儀間比呂志原画展	沖縄タイムス	2020/7/10
ハンセン病家族にも差別　原告・金城さん「裁判通し再認識」	琉球新報	2020/7/22
家族が語るハンセン病　差別や偏見　子にも影響	沖縄タイムス	2020/7/24
絵本読み聞かせオンライン開催	琉球新報	2020/8/12
ハンセン病と基地　差別重なる　「国策が弱者虐げ」元患者家族が訴え	琉球新報	2020/8/26
ハンセン病差別語る　今も堂々語れる状況にない	沖縄タイムス	2020/8/29
沖縄愛楽園が教員向け講座	琉球新報	2021/7/23
小中高教員向けハンセン病講座	沖縄タイムス	2021/8/1
ハンセン病　歴史伝えて　隔離を強いた背景に問題	沖縄タイムス	2021/8/17

沖縄愛楽園交流会館YouTubeチャンネルで以下の動画を見ることができる。
絵本『ツルとタケシ』読み聞かせ
回復者の講話（平良仁雄さん）
家族の語り（渡久山越子さん）

沖縄愛楽園交流会館
チャンネル

ハンセン病資料館
ミュージアムトーク

ミュージアムトーク、家族の語りを聞く ―絵本『ツルとタケシ』原画展から（国立ハンセン病資料館YouTube チャンネル）

ハンセン病 家族にも差別

原告・金城さん「裁判通し再認識」

名護・愛楽園 毎月第4土曜日トーク企画

ハンセン病回復者の家族の状況を語る金城正樹さん（右）＝6月27日、名護市済井出の沖縄愛楽園交流会館

【名護】ハンセン病に関する諸問題を伝える沖縄愛楽園交流会館（名護市済井出）はハンセン病回復者の家族について考えようと、ドキュメンタリー上映とトーク企画を毎月第4土曜日に開いている。6月27日の回では、ドキュメンタリー作品の上映と、ハンセン病家族訴訟原告で出廷して証言した金城正樹さん（48）のトークがあった。トーク企画は7月25日と8月22日午後2時にも別のゲストを招き開かれる予定。

金城さんは母親がハンセン病回復者。子どものころ母親が愛楽園に入っていたが、当時それで被害を受けたという認識はなかったという。家族訴訟も最初は「患者でもないのに（謝罪や賠償を国に求めるのは）きりがない」と思っていたという。それでも裁判を通して、身内にハンセン病患者がいることで結婚や就職・融資などが破談になった例を知った。裁判を通してハンセン病が周囲の人間関係にも影響していたことを再認識し、自身にも少なからず影響があったことを振り返った。

質疑応答では、昨今の新型コロナウイルス感染者差別との共通点について質問が出た。金城さんは「感染への恐怖心に基づく差別であることは（ハンセン病を巡る差別と）同じだと感じた」と指摘した。その上で「ハンセン病は『感染力が弱いから患者を差別するのは間違い』というが『感染力が強い病気であれば患者を差別してよい』ということは成り立たない。（差別の原因を）理屈で言い訳をすることに、（差別する人の）後ろめたさがある」と訴えた。

ドキュメンタリー上映などは8月23日まで同館で開催する「儀間比呂志　絵本『ツルとタケシ』原画展」の関連企画。同館は入館無料。午前10時～午後5時。月曜・祝日が休館。問い合わせは☎0980（52）8453。

2020/7/22
琉球新報